

「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	1
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	3
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	5
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	7
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	11
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	15
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	20

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が直前事業年度の末日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。）の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 株主数（株券上場審査基準第4条第1項第2号bに規定する株主数をいう。）が直前事業年度の末日等において、<u>2,200人以上</u>であること。</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が直前事業年度の末日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。）の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 株主数（株券上場審査基準第4条第1項第2号bに規定する株主数をいう。）が直前事業年度の末日等において、<u>次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上</u>であること。<u>ただし、上場株券の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（2,200人を下限とする。）以上であることとし、10万円未満である場合には、2,200人以上であることとする。</u></p> <p>(a) <u>上場株式数が20万単位未満の場合</u></p> <p><u>上場株式数が3万単位未満の場合にあっては2,200人、上場株式数が3万単位以上の場合にあっては2,200人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数</u></p> <p>(b) <u>上場株式数が20万単位以上の場合</u></p> <p><u>上場株式数が22万単位未満の場合にあっては4,000人、上場株式数が22万単位以上の場合に</u></p>

<p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>あつては4,000人に上場株式数20万単位から計算して上場株式数2万単位を増すごとに100人を加えた人数</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。)が2,000人未満である場合において、1か年以内に2,000人以上とならないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。)が次の区分に従い、当該区分に定める人数に満たない場合において、1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>上場株式数が20万単位未満の場合</u> <u>上場株式数が3万単位未満の場合にあっては2,000人、上場株式数が3万単位以上の場合にあっては2,000人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数</u></p> <p>b <u>上場株式数が20万単位以上200万単位未満の場合</u> <u>上場株式数が23万単位未満の場合にあっては3,800人、上場株式数が23万単位以上の場合にあっては3,800人に上場株式数20万単位から計算して上場株式数3万単位を増すごとに100人を加えた人数</u></p> <p>c <u>上場株式数が200万単位以上の場合</u> <u>上場株式数が205万単位未満の場合にあっては9,800人、上場株式数が205万単位以上の場合にあっては9,800人に上場株式数200万単位から計算して上場株式数5万単位を増すごとに100人を加えた人数</u></p> <p>d aから前cまでの規定にかかわらず、上場株券の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である</p>

(3)～(5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

場合には、aから前cまでに規定する人数の2分の1の人数(2,000人を下限とする。)、10万円未満である場合には、2,000人

(3)～(5) (略)

2 (略)

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)<u>b</u>(同取扱い3(1)aにおいて準用する場合を含む。)又は2(4)b(4(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上となったことが確認できない場合若しくは本邦内株主の数が150人以上となったことが確認できない場合</p> <p>(b)の2～(p) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)<u>aの2</u>(同取扱い3(1)aにおいて準用する場合を含む。)又は2(4)b(4(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上となったことが確認できない場合若しくは本邦内株主の数が150人以上となったことが確認できない場合</p> <p>(b)の2～(p) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 前条第1号aの(b)の場合</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1(2)<u>b</u>(同取扱い</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 前条第1号aの(b)の場合</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1(2)<u>aの2</u>(同取</p>

3 (1) a において準用する場合を含む。)又は2
(4) b (4 (1)において準用する場合を含む。))
に定める期間の最終日の翌日

(c) ~ (e) (略)

b (略)

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行する。

扱い3 (1) a において準用する場合を含む。)又は
2 (4) b (4 (1)において準用する場合を含
む。)に定める期間の最終日の翌日

(c) ~ (e) (略)

b (略)

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a (略)</p> <p>b 株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、<u>1,100人以上</u>であるとき。</p> <p>(4)~(10) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a (略)</p> <p>b 株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、<u>次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上</u>であるとき。<u>ただし、上場株券の最近の投資単位(1単位当たりの価格をいう。以下同じ。))が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数(1,100人を下限とする。))以上</u>であるときとし、<u>10万円未満である場合には、1,100人以上</u>であるときとする。</p> <p>(a) <u>上場株式数が2万単位未満の場合 1,100人</u></p> <p>(b) <u>上場株式数が2万単位以上3万単位未満の場合 1,500人</u></p> <p>(c) <u>上場株式数が3万単位以上20万単位未満の場合 1,500人に上場株式数2万単位から計算して上場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人数</u></p> <p>(d) <u>上場株式数が20万単位以上の場合 3,300人</u></p> <p>(4)~(10) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並</p>

びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)hの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h中「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「審査対象決算期後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「当該末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期」と読み替えるものとする。

3～6 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

a (略)

b 株主数が、600人に達しないとき。

びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)hの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h中「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「審査対象決算期後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「当該末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、同取扱い2(3)g中「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期を含む月の末日」と、「当該末日等」とあるのは「当該末日」と読み替えるものとする。

3～6 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

a (略)

b 株主数が、次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数に達しないとき。ただし、上場株券の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数(600人を下限とする。)に達しないときとし、10万円未満である場合には、600人に達しないときとする。

(a) 上場株式数が2万単位未満の場合 600人

(b) 上場株式数が2万単位以上3万単位未満の場

合 1,000人

(c) 上場株式数が3万単位以上20万単位未満の場合

合

1,000人に上場株式数2万単位から計算して上

場株式数1万単位を増すごとに100人を加えた人

数

(d) 上場株式数が20万単位以上の場合 2,800人

(3)・(4) (略)

2 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)gの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)c中「2万単位」とあるのは「9,500単位」と、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d及びk並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)hからjまでの規定は、第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。

(選定取消しの時期)

第8条 (略)

2 (略)

3 前条に規定する猶予期間を通じて第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取

(3)・(4) (略)

2 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g及びjの規定は、前項第2号bに規定する株主数について、同取扱い1(2)iの規定は、前項第2号bに規定する上場株券の最近の投資単位について準用する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)c中「2万単位」とあるのは「9,500単位」と、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d及びk並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)h及びjからlまでの規定は、第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。

(選定取消しの時期)

第8条 (略)

2 (略)

3 前条に規定する猶予期間を通じて第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取

消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2) i 及び j に定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でない^{と認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。}

平成3年11月29日制定付則

1～6 (略)

7 第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3) g 及び h 並びに第7条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2) j の規定は、平成3年4月1日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

8・9 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2) k 及び l に定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でない^{と認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。}

平成3年11月29日制定付則

1～6 (略)

7 第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3) g 及び h 並びに第7条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2) l の規定は、平成3年4月1日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

8・9 (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 第2項及び第4項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 株主数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する株主数をいう。）が、市場第一部銘柄に指定後最初に終了する事業年度の末日までに、<u>2,000人以上</u>になる見込みのあること。</p> <p>(2)の2 （略）</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）において第3条第1項第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 第2項及び第4項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 株主数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する株主数をいう。）が、市場第一部銘柄に指定後最初に終了する事業年度の末日までに、<u>上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号aからdまでに定める人数以上</u>になる見込みのあること。</p> <p>(2)の2 （略）</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）において第3条第1項第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った</p>

場合であって、)と、「当該基準日等の後」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)g中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。

b・c (略)

(3)の2 (略)

(4) 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまで(bの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。)のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a・b (略)

c 株主数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する株主数をいう。)が、上場市場の変更後最初に終了する事業年度の末日までに、2,000人以上になる見込みのあること。

(4)の2 (略)

(5) 第5項の規定を株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a・b (略)

c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時までに、第3条第1項第2号の規定に適合する見込みのあること。この場合において、当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が株券の上場審査又は上場市場の変更に係る審査において株券上場審査基準の取扱い2(2)b(上場申請に係る公

場合であって、)と、「当該基準日等の後」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)h中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。

b・c (略)

(3)の2 (略)

(4) 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまで(bの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。)のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a・b (略)

c 株主数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する株主数をいう。)が、上場市場の変更後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。

(4)の2 (略)

(5) 第5項の規定を株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a・b (略)

c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時までに、第3条第1項第2号の規定に適合する見込みのあること。この場合において、投資単位の算出については、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)のとおり取り扱うものとし、当該新規上場申請者又は上

募等の取扱い)の規定の適用を受けるときは、同bの規定を準用するものとする。

(削る)

(削る)

(5)の2～(10) (略)

2 第3条(指定基準)第1項関係

(1)・(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a～f (略)

(削る)

場市場変更申請者が株券の上場審査又は上場市場の変更に係る審査において株券上場審査基準の取扱い2(2)b(上場申請に係る公募等の取扱い)の規定の適用を受けるときは、同bの規定を準用するものとする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日からさかのぼって1年間における当該株券の日々の最終価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における最終価格をいう。以下この(a)において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の国内の証券取引所における最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を用いるものとする。

(b) 前(a)に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)nの2に規定する資料に記載された上場申請に係る株券の評価額(当取引所が合理的と認める算定式により計算されたものに限る。)に基づき算出した1単位当たりの価格を用いるものとする。

(5)の2～(10) (略)

2 第3条(指定基準)第1項関係

(1)・(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a～f (略)

g 第2号bただし書に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日等からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値

g (略)
(4)~(10) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下このgにおいて同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日等における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

h (略)
(4)~(10) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(指定替え基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 第2号に規定する「1か年以内に2,000人以上と</u> <u>ならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から</u> <u>起算して1か年目の日(決算期の変更により当該</u> <u>1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期</u> <u>に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に</u> <u>到来する決算期)までの期間(以下この(2)におい</u> <u>て「猶予期間」という。)内において2,000人以上</u> <u>とならないときをいうものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。以下fからhま で及びkからmまでにおいて同じ。)に規定する 株式の分布状況は、上場会社から提出される有価 証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定に より上場会社から提出される株式の分布状況表等 に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～g (略)</p> <p>h 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄 が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当 することとなった場合には、第2号に定める人数 に達したものとして取り扱う。この場合における 審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載 した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募</p>	<p>1 第2条(指定替え基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 第2号に規定する「1か年以内に次の区分</u> <u>に定める人数に達しないとき」とは、審査対象決</u> <u>算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変</u> <u>更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の</u> <u>発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年</u> <u>目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以</u> <u>下この(2)において「猶予期間」という。)内にお</u> <u>いて当該人数に達しないときをいうものとする。</u> <u>(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とす</u> <u>る。)</u></p> <p><u>b 決算期の変更により猶予期間の最終日が決算期</u> <u>に当たらない上場会社は、当該猶予期間経過後2</u> <u>か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所</u> <u>の定める様式による株式の分布状況表を当取引所</u> <u>に提出するものとする。</u></p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。以下fからhま で及びkからmまでにおいて同じ。)に規定する 株式の分布状況は、上場会社から提出される有価 証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定若 しくは前bの規定により上場会社から提出される 株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況 によるものとする。</p> <p>d～g (略)</p> <p>h 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄 が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当 することとなった場合には、第2号に定める人数 に達したものとして取り扱う。この場合における 審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載 した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募</p>

等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の株主数が第2号に定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が、第2号に定める人数の150%以上となった場合をいう。

この場合における株主数の算定については、最近の基準日等から当該株式の公募等又は数量制限付分売までの間に、株式の公募等又は数量制限付分売を行っているときには、その株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数についても加算することができる。

(削る)

等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の株主数が第2号に定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期又は基準日等(以下「直近の決算期等」という。)における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が、第2号に定める人数の150%以上となった場合をいう。

この場合における株主数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募等又は数量制限付分売までの間に、株式の公募等又は数量制限付分売を行っているときには、その株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数についても加算することができる。

i 第2号dに規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、審査対象決算期の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下この(2)において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格(以下「審査対象決算期の投資単位」という。)をいう。ただし、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該最終日における当取引

(削る)

i 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このiにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。

所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格(以下「猶予期間の投資単位」という。)をいう。

i 審査対象決算期の投資単位が50万円未満であつて、猶予期間の投資単位が50万円以上である場合又は審査対象決算期の投資単位が10万円未満であつて、猶予期間の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、同号に規定する「次の区分に定める人数」とは、審査対象決算期の投資単位を同号の投資単位とした場合の人数をいうものとする。

k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分

j 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社によっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このjにおいて同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。

k 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除

割比率で除したものをいう。）を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日の最終価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。）を同号の投資単位とみなすものとする。

l 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社によっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このlにおいて同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数について変更後の1単元の株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。）を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位（当該決議の日の前日の最終価格に変更後の1単元の株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。）を同号の投資単位とみなすものとする。

m 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除

く。)は、第2号ただし書の場合に準用する。この場合において、「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「猶予期間経過後3か月以内」と、「当該末日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」とあるのは「当取引所所定の「株式の分布状況表」と、「直前事業年度の末日等における」とあるのは「猶予期間の最終日における」と読み替えるものとする。

(3) 売買高

a (略)

b 第3号に規定する売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c ~ e (略)

(4) ~ (6) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

く。)は、第2号ただし書の場合に準用する。この場合において、「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「猶予期間経過後3か月以内」と、「当該末日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」とあるのは「当取引所所定の「株式の分布状況表」と、「直前事業年度の末日等における」とあるのは「猶予期間の最終日における」と読み替えるものとする。

(3) 売買高

a (略)

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c ~ e (略)

(4) ~ (6) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。</p> <p>イ 当該株式の公募に係る応募者に<u>最近の基準日等</u>における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、<u>最近の基準日等</u>に</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2</u> (略)</p> <p><u>b</u> <u>決算期の変更により猶予期間の最終日が決算期に当たらない上場会社は、当該猶予期間経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所の定める様式による株式の分布状況表を当取引所に提出するものとする。</u></p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定若しくは<u>前bの規定</u>により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。</p> <p>イ 当該株式の公募に係る応募者に<u>直近の決算期等</u>における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、<u>直近の決算期等</u>に</p>

における少数特定者持株数が最近の基準日等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

- 当該株式の売出し又は数量制限付分売が最近の基準日等における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し又は数量制限付分売（以下「売出し等」という。）であって、最近の基準日等における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が、最近の基準日等における上場株式数の75%以下となった場合

イ及び前口の場合における少数特定者持株数の算定については、最近の基準日等から当該株式の公募又は売出し等までの間に、株式の公募又は売出し等を行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に最近の基準日等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合には、最近の基準日等における上場株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することができるものとし、その株式の売出し等が最近の基準日等における大株主上位10名及び役員の所有に係る株式の売出し等である場合には、最近の基準日等における少数特定者持株数からその株式の売出し等に係る株式数を差し引くことができるものとする。

e ~ i （略）

j 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2) i 及び j（猶予期間内又は猶予期間経過後に株式分割等を行った場合の株主数の取扱い）の規定は、第2号bに規定する株主数について準用する。

k ~ n （略）

(3) ~ (13)（略）

6 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1)（略）

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

における少数特定者持株数が直近の決算期等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

- 当該株式の売出し又は数量制限付分売が直近の決算期等における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し又は数量制限付分売（以下「売出し等」という。）であって、直近の決算期等における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が、直近の決算期等における上場株式数の75%以下となった場合

イ及び前口の場合における少数特定者持株数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出し等までの間に、株式の公募又は売出し等を行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合には、直近の決算期等における上場株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することができるものとし、その株式の売出し等が直近の決算期等における大株主上位10名及び役員の所有に係る株式の売出し等である場合には、直近の決算期等における少数特定者持株数からその株式の売出し等に係る株式数を差し引くことができるものとする。

e ~ i （略）

j 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2) k 及び l（猶予期間内又は猶予期間経過後に株式分割等を行った場合の株主数の取扱い）の規定は、第2号bに規定する株主数について準用する。

k ~ n （略）

(3) ~ (13)（略）

6 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1)（略）

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a ~ c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の4日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の5日前の日)までとする。

(b) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a ~ c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)までとする。

(b) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当

該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の4日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の5日前の日）までとする。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）までとする。